

さいたま市自治基本条例検討委員会

第27回 会議の記録

日時	平成 23 年 6 月 28 日(火) 18:45~22:10
場所	さいたま市役所第2別館第1会議室
参加者 ※敬称略	〔委員等〕計 12 名 内田 智／遠藤 佳菜恵／小野田 晃夫／染谷 義一／高橋 直郁／富沢 賢治／ 中田 了介／中津原 努／福島 康仁／細川 晴衣／湯浅 慶／渡邊 初江 (欠席者:伊藤 巖／栗原 保／堀越 栄子／三宅 雄彦／吉川 はる奈) 〔事務局:さいたま市〕計 6 名 企画調整課主幹 小島豪彦／課長補佐兼総合振興計画係長 柿沼浩二／総合振興計画係主 査 松尾真介／総合振興計画係主査 大砂武博／総合振興計画係主査 宮川智行／総合振興 計画係主任 高橋格 〔ダイナックス都市環境研究所〕計 2 名 渡邊俊幸、谷口涼 〔傍聴者〕 なし
議題及び 公開又は 非公開の 別	1 開会 2 議題 (1)各チームからの報告事項について (2)自治基本条例について 3 その他 4 閉会 <p style="text-align: right;">[公開]</p>
配付資料	・次第 ・参考資料1 市民から寄せられた意見 ・参考資料2 他自治体の自治基本条例の運用・評価・見直しに関する規定とその方法 ・参考資料3 自治基本条例に関する市民Webアンケート結果
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

1 開会

○事務局

(本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認)

(配布資料確認)

(会議の公開と傍聴者の確認)

(参考資料1「市民から寄せられた意見」について説明)

(参考資料2「他自治体の自治基本条例の運用・評価・見直しに関する規定とその方法」の概要について、後程紹介する旨を説明)

(参考資料3「自治基本条例に関する市民Webアンケート結果」について説明)

○福島委員長

- ・ 今日(28日)は条例案骨子の修正(案)を最後まで議論する。

- ・ 議題として、まずは（１）各チームからの報告事項について。最終報告たたき台作成チームの報告は議題（２）で行うので、広報チームから報告をお願いしたい。

2 議題

(1)各チームからの報告事項について

○細川委員

- ・ 前回の検討委員会以降、ニュースレターの最終号（第５号）に関して、検討委員から意見を２件頂いた。今後広報チームで検討し、再度、報告したい。

○事務局

- ・ 意見があれば事務局まで頂ければ広報チームにお伝えする。

○福島委員長

- ・ 意見交換会準備チームから報告をお願いしたい。

○中津原副委員長

- ・ ６月２３日（木）に岩槻コミュニティ活動連絡会と出前意見交換会を行い、検討委員会からは栗原委員と染谷委員が参加した。
- ・ ６月２５日（土）に桜区で市民意見交換会を実施した。委員会からは細川委員、堀越委員、自分が参加した。参加者は８名と少なかったが、意見交換は活発にできた。時間も延長して議論した。
- ・ 今後は７月２日（土）に見沼区で市民意見交換会を開催する。７月４日（月）にさいたま地域サポートネットワークと出前意見交換会を開催する。
- ・ 意見交換会で出た意見の集約作業を進めている。最終報告に関わってくる意見を抜き出し、意見交換会のアンケートの項目と同じように表にまとめている。これまで終わった意見交換会について、まとめた資料を次回の検討委員会に提出する。

○事務局

- ・ ６月３０日（木）の議会との意見交換会には中津原副委員長、内田委員、染谷委員、細川委員、堀越委員、湯浅委員の６名が参加する。
- ・ １３時から開始し、中津原副委員長が説明したうえで、質疑応答を行う。１４時に閉会する。

○福島委員長

- ・ では、議題（２）に入る。
- ・ 今日第２６条の危機管理から議論を進めたい。

(2)自治基本条例について

○事務局

（第２５回資料１ 条例案骨子の修正（案）第２６条の変更点の説明）

○福島委員長

- ・ 中間報告の条例案骨子を簡略化している。見落としている部分がある可能性もあるので、ご意見頂きたい。

○中津原副委員長

- ・ 市民意見交換会で感じたこととして、この項目は市民の要求が厳しい。例えば、周知啓発の時期は過ぎており、災害時すぐに動ける体制が必要という意見があった。

- ・ 自治基本条例で書けることは限られているが、読んでみると当たり前すぎるように感じる。自治基本条例そのものが当たり前のことを書いている要素があるが、危機管理・災害に関して市民はそのように感じている。

○湯浅委員

- ・ 3月11日以降、市民としては守られることだけでなく、市は市を守ることを明記すべき。市は市を守る責務がある。

○内田委員

- ・ 3月11日以降、所属する自治会に急遽危機管理班が結成された。災害によって、この項目は市民にとって非常に大切なものになっている。

○福島委員長

- ・ 今の書き方では物足りないという意見である。

○中田委員

- ・ 実際に条例に具体的なことは書けない可能性もある。危機管理計画に思いを入れてもらえるように、計画策定という形で具体的なことを書ければ良い。そうすれば細かい内容は書かなくても良い。

○中津原副委員長

- ・ 例えば「早急に危機管理計画をたてる」という項目もありえる。具体的なアクションにつながる何かを書きしておくことが必要である。
- ・ 地域防災計画に関しては平成23・24年度で見直すので、そこで具体的に書き込むことが考えられる。あるいは、新たな危機管理計画を考えることを盛り込むことも考えられる。

○中田委員

- ・ 何か具体的な案が出てくることが望まれる。危機管理でさいたま市らしさが出れば良い。

○中津原副委員長

- ・ さいたま市の危機管理に関する既存の仕組みが分かる資料を提供して頂きたい。それをどのように充実させるかを検討する必要がある。足りなければ新しく計画や条例を検討することが考えられる。それを踏まえて最終報告たたき台作成チームで検討してほしい。

○小野田委員

- ・ 今の防災計画に放射能の的確な測定等が入っているのか。災害ごとに想定される内容が変わってくる。定期的に防災計画を見直すことを書き込めば良いのではないかと。

○事務局

- ・ 危機管理にはあるが、放射能の測定についてはない。

○小野田委員

- ・ これまでは放射能のことまで考えてはいないと思われる。今後は定期的な測定等が必要となる可能性がある。

○中津原副委員長

- ・ 災害の歴史は想定外の歴史である。

○事務局

- ・ 危機は災害だけではないという議論も最終報告たたき台作成チームではあった。
- ・ 今の議論では、多様な危機を勘案し、リニューアルできるようにすることが考えられるのではないかと。

- ・ 今の案が弱いようであれば、第1項を強めることも考えられるのではないかと。

○中津原副委員長

- ・ 危機感が伝わってくるようにすることと、具体的なアクションにつながることを書いてほしい。

○事務局

- ・ 地震のような災害だけでなく、新型インフルエンザなどの危機も想定される。個別の危機に関する具体的なアクションを書くことは難しい。多様な危機があり、状況に応じて計画をリニューアルし、行動できるようにし、何かあった時に適切な対応ができるように書くことで良いか。

○福島委員長

- ・ どのような仕組みがあるのか、まずは資料を頂きたい。
- ・ 市民の関心は高い。また、市民もすでに取り組んでいる。防災や防犯はまちづくりの分野で市民がまとまりやすい課題である。危機感を持って書くことが必要となる。また計画の見直し等も考慮に入れて最終報告たたき台作成チームで再度検討する。

○中津原副委員長

- ・ 自主防災組織だけでなく避難所運営組織に関する取り組みも多い。埼玉県の県民提案事業で見沼区の避難所運営組織が採択され、実践しはじめている。これらの動きを支援することが考えられる。
- ・ 情報提供に関する記述も明記して欲しい。

○事務局

- ・ 3月11日の地震の際には、現場として出せる情報はすべて提供した。
- ・ 情報は集まってくるが、それぞれ個別な事柄が多い。状況は刻一刻と変化するので、まとめた資料は古くなってしまう。

○中津原副委員長

- ・ 災害時には現場が自己責任で進めるしかないか。

○事務局

- ・ 混乱の中で精一杯取り組めることに取り組んでいる。しかし、危機とは、そもそもこれらがうまく機能しないときのことをいうのかもしれない。
- ・ ここは「市民は」という形で表記するべきか。最終報告たたき台作成チームで「自助・共助・公助」のコンセプトを残すために第2項で書き込んでいるがどうか。

○中津原副委員長

- ・ ここは身近なコミュニティと重なる部分にもなる。

○福島委員長

- ・ 第2項で市民を前面に出すようにするか。

○中津原副委員長

- ・ 市民を支援すると結ぶ。災害時は企業との連携も話題となっている。

○事務局

- ・ 市民の責務として書くのではなく、市民の取り組みを支援するニュアンスか。

○福島委員長

- ・ 市民が主体的に動き、市が支援するのか、市民が取り組みやすいように市が環境整備するのか。

○事務局

- ・ 狂牛病や感染症など、市民だけでは対応できないような危機もある。

○福島委員長

- ・ 市民が危機管理に備えるように努めなければならない、という努力義務規定で良いか。

○中津原副委員長

- ・ その旨を記載することが妥当である。

○福島委員長

- ・ 追記することとし、続いて第27条、第28条の検討に移る。

○事務局

(第25回資料1 条例案骨子の修正(案)第27条、第28条の修正点の説明)

○福島委員長

- ・ 第27条(国、埼玉県と市の関係)は団体自治として、積極的に自治を行うことを書いている。第28条(諸外国と市の関係)では国際協力等を積極的に進めていくことを書いている。

○中津原副委員長

- ・ 県との関係はこの書き方で良いのか。第3項の「他の地方公共団体」に県が入るのではないのか。

○事務局

- ・ 「他の地方公共団体」には県も入る。

○中津原副委員長

- ・ 県と政令指定都市は対等である。国とさいたま市の関係と県とさいたま市の関係は異なる。
- ・ まちづくりや都市計画では県とさいたま市で分担している。例えば景観計画に関しては、さいたま市が担う部分があり、担わない部分を県が担っている。市と県が分担しており、県が上位というわけではない。

○事務局

- ・ 国、県、市町村は補完性の原理によって役割が異なる。政令指定都市は権限が県並に大きい。埼玉県との関係は分担することが多い。しかし、それがすべての分野でそうかといえば、そうではない。例えば医療などの分野では、県の権限が強く、市の権限は少ない。

○福島委員長

- ・ 政令指定都市は県の8割の権限を持つと言われている。

○中津原副委員長

- ・ 一般の市ではこの書き方でも良いが、政令指定都市の自治基本条例としてこの書き方でなくとも良いのではないか。

○福島委員長

- ・ 対等的協力は当たり前のことなので、第1項でそこは修正し、第2項で医療等の分野はカバーできるか。

○遠藤副委員長

- ・ その場合、第1項の国及び埼玉県のうち、埼玉県を削るということか。

○中津原副委員長

- ・ 埼玉県との関係は分担しながら協力する。

○福島委員長

- ・ そこは第2項・第3項で読めるので、第1項に関しては国だけにするか。

○遠藤副委員長

- ・ 市民は政令指定都市の意義や権限に関して詳しくは知らないと考えられる。「国と対等」とすると県との関係性がみえづらくなることも考えられるので、県も残しておいても良い。

○中津原副委員長

- ・ 第1項で「国とは～、県とは～」と書くことも考えられる。

○事務局

- ・ 役割分担のことなので同じことである。

○中津原副委員長

- ・ 国は上にいるが県は横にいる。

○事務局

- ・ 実感としてはそうかもしれないが、制度上、国、県、市は対等な立場である。

○内田委員

- ・ 新聞ではさいたま新都心への病院の移転に関して、さいたま市ではなく埼玉県の主導によるものということが書かれていた。

○福島委員長

- ・ 国と対等であることを前面に出し、埼玉県とは相互連携を書くか。第3項と重複するか。

○中津原副委員長

- ・ その場合、第3項で県を明示すれば良い。

○福島委員長

- ・ それで良いか。

○遠藤副委員長

- ・ 第1項で「対等で」を削るのはどうか。協力的な関係を築くとまとめることはどうか。

○福島委員長

- ・ そこは最終報告たたき台作成チームで議論を行った。国とさいたま市では制度上は対等だが、必ずしもそうではない部分があるという議論があり、あえて「対等な」という言葉を残している。

○湯浅委員

- ・ 政令指定都市としてさいたま市があり、その権限があるからこそ県や国とのバランスの中で意見ができるようにすることが必要であるという議論があった。その意味では「対等な」という言葉は有意義である。

○福島委員長

- ・ 強い自立性・自主性を意味する言葉である。

○中津原副委員長

- ・ 「政令指定都市として」という文言を入れるのはどうか。

○内田委員

- ・ 「対等な」は入れておいた方が良い。地方分権一括法は国からの押しつけではなく市民、議会、行政の3者が担うようにすることであるので、「対等な」は必要である。

○福島委員長

- ・ 遠藤副委員長から問題提起頂いたが、「対等な」は残す。

○事務局

- ・ 「政令指定都市として」という文言を入れるか。

○中津原副委員長

- ・ 政令指定都市は他の市と異なるので、書き方を変える。書き方を変えるのであれば「政令指定都市として」と書いた方が分かりやすい。

○遠藤副委員長

- ・ 政令指定都市を入れることは賛成である。政令指定都市であることを文言で入れれば分かりやすい。

○高橋委員

- ・ 反対である。他の自治体からみると偉そうに見える。
- ・ そもそも地方分権一括法以降、国、県、市町村が対等であるとされている。その意味で、「対等」を残すことは良いが、「政令指定都市として」とすると、他の自治体も対等になっているのに裏切る感じがある。
- ・ 埼玉県抜きで国と対等とすると一般市民には違和感がある。第3項は他の市町村間での横の協力を想定していた。県に関しても第1項で言及しなければバランスが悪い。
- ・ 実際には上下関係が残っているのであれば、第1項に埼玉県を残しておいた方が良い。

○事務局

- ・ 第3項は県も入るので、第1項と第3項が重複するという議論を中間報告策定時に議論した。
- ・ 第1項は上下関係として、第3項は広域的な水平関係として整理したと思う。県は両者に入る。

○中津原副委員長

- ・ 県は両方にあっても良い。

○事務局

- ・ 他の政令指定都市の事例を調べた際には、県も入っているように思った。

○福島委員長

- ・ 市民感覚で入っていた方が良いかということである。

○湯浅委員

- ・ 市民感覚として、県はあった方が良い。なければおかしいように感じる。

○小野田委員

- ・ あった方が良い。

○福島委員長

- ・ では第1項に県を残す。第3項に県を入れることについてはどうか。

○高橋委員

- ・ 入れても良い。

○福島委員長

- ・ では第1項、第3項ともに埼玉県を入れる。

○中津原副委員長

- ・ 第2項でもそうである。

○福島委員長

- ・ 全項に入る。

○中津原副委員長

- ・ なぜ第3項では「地方自治体」ではなく「地方公共団体」としているのか。古い書き方に感じる。

○事務局

- ・ 普段「地方自治体」と言っているが、「地方公共団体」が法令では一般的であり、整合性の観点もある。

○福島委員長

- ・ 行政学者としては「地方自治体」としたいが、法律学者としては「地方公共団体」となるだろう。

○中津原副委員長

- ・ 「地方自治体」で可能か確認してほしい。

○福島委員長

- ・ 他の条例等に出てこないか。

○内田委員

- ・ 第2項に中間報告にある「市民の意志を尊重し」という文言を残しておくのはどうか。市民参加の観点からは大切である。

○中津原副委員長

- ・ どのようなスタンスで意見を述べるのかについては書かれていない。

○福島委員長

- ・ 「市民の意志を尊重し」は最終報告たたき台作成チームでは市民の多様な意志を尊重することは難しいという理由から削除した。意見が二分した場合、どちらが市民の意見となるか等を想定した。今の書き方では不十分ということか。

○中津原副委員長

- ・ 二分されているなら二分されているスタンスの意見を述べれば良い。

○内田委員

- ・ 例えば原発や産業廃棄物の処理、環境破壊などの問題があり、その際に全ての人が反対というわけではない、という考えか。

○細川委員

- ・ 第2項は意見を述べるにあたっての積極性が足りないように感じる。意見を述べる際に市民の意見を尊重し述べることは当たり前のことだが、そこが伝わらないため内田委員は意見されている。
- ・ 第2項だけ、手段が目的化している。他の項目は目的がある。例えば、「積極的に市民生活を守るために」意見を述べる、のように目的を入れれば、市民の意志を尊重することは当然入ってくるので、内田委員の意見はくみ取れる。「市民の意志を尊重し」を入れなくても改善方法はある。

○福島委員長

- ・ 確かに、第2項は目的が弱い。今の細川委員の意見をもとに検討したい。
- ・ 続いて第28条（諸外国の市の関係）に関する意見を頂きたい。

○事務局

- ・ 市民から「相互理解を深めることによるメリットが分からない」という意見があった。今は「共に発展する」と書いているので問題ないか。

○福島委員長

- ・ 市民を主語にしなくても良いか。

○中津原副委員長

- ・ 国際協力は当然市民も入る。

○福島委員長

- ・ 市民の中で国際協력에反対の人がいないわけでもないという意見から入れていない。

○事務局

- ・ 最終報告たたき台作成チームでは、交流ならともかく、協力まで市民の責務として書くことに関して疑問があった。

○中津原副委員長

- ・ 全体的に取り組まない人がいるので書かない、ということが多い。

○遠藤副委員長

- ・ 市民を入れても良いとは思いますが、市民が発展するイメージが分からない。入れるのであれば語尾を変える必要がある。まちづくりを行うニュアンスを入れた方が良いか。

○富沢委員

- ・ タイトルが「諸外国と市の関係」なので、第28条に市民を入れるとするのであれば、「市は、市民と共に」と修正するのはどうか。

○福島委員長

- ・ 主語は市とし、市民と共に取り組むということか。さいたま市民の外に向けた国際化と内に向けた国際化ということである。市民は不要という意見はあるか。

○中津原副委員長

- ・ 市の職員や議員だけが国際交流を図るわけではない。

○福島委員長

- ・ 富沢委員の意見を参考に検討する。
- ・ 続いて第30条、第31条、第32条の議論を行う。

○事務局

(第26回資料1 条例案骨子の修正(案)第30条、第31条、第32条の変更点の説明)

○福島委員長

- ・ 区民にもっとも近い行政サービスを提供する場所や政令指定都市内の都市内分権について書いているのが第30条(区役所の役割)である。その責任者としての区長の責務を第31条で書いている。そして第32条で区民会議に関して記載している。

○遠藤副委員長

- ・ 区役所の役割に、「特色を生かしたまちづくり」だけではなく、「個性ある」を残した方が良い。どのような議論から「個性ある」は削られたのか。

○事務局

- ・ 最終報告たたき台作成チームでは、文章整理の観点から削っている。「特色」と「個性」が似ている部分もある。

○遠藤副委員長

- ・ 「区の特徴」ではなく、「地域の特色を活かした区のまちづくり」とした方が良いのではないか。例えば浦和区の特徴とは何か分かりづらい。

○福島委員長

- ・ 個性とするか特色とするかの問題提起と、区ではなく地域の特色とするべきという意見である。

○事務局

- ・ 検討委員会の第19回、20回で「地域」ではなく「区」とした方が分かりやすい、という意見があった。

○中津原副委員長

- ・ 「地域」の方が正確だが、そのような地域により構成されているのが区である。区の特徴が一つである必要もない。

○福島委員長

- ・ 「区」のままで良いか。
- ・ 「個性」と「特色」に関してはどうか。

○富沢委員

- ・ 「個性」とすると、他の区と比較した違いのようなイメージがある。「特色」とすれば区の資産をイメージできる。その意味で、「特色」とした方が良い。

○福島委員長

- ・ よりポジティブに感じるということか。

○細川委員

- ・ 「特色」の方が良い。特色を活かした結果個性は出る。最初から個性を前面とすることには違和感がある。地域の良さを活かしていく方が良い。

○内田委員

- ・ 「区の特徴」で良い。地方分権一括法では「特性」という言葉がある。

○福島委員長

- ・ 問題提起頂いたが、「特色」で良いという意見が多いので「区の特徴」とする。

○中津原副委員長

- ・ 意見交換会では区役所への意見で、より権限があり役立つ区役所であってほしいという意見がある。現状の問題もあるが、「このような区になってほしい、このような役割を担って欲しい」という区民の思いは強いので、そこをくみ取り、目指す姿を書いても良い。
- ・ 第1項の「効果的、効率的かつ総合的」がくどいように感じる。大切なのは「総合的」である。総合的であれば、市民にとっては効率的となる。効果的とはどのようなものをイメージしているのか。

○遠藤副委員長

- ・ 区役所は現状では総合的なのか。

○中津原副委員長

- ・ 身近な課題に関しては、ある程度は総合的である。

○福島委員長

- ・ 地方自治法によれば、地方自治体は総合的に行政を行うことになっている。総合性が発揮できれば当然効率的、効果的な行政サービスが行えるというイメージか。

○中津原副委員長

- ・ 「総合的」を前面に出して欲しい。

○小野田委員

- ・ 確かに、「効果的」は分かりづらいのでなくても良いかもしれない。
- ・ 総合的なことを効率よく取り組むというイメージなので、「効率的」と「総合的」があれば良い。

○遠藤副委員長

- ・ 「効率的」は残しておいた方が良い。総合的に行うからといって効率的とは限らない。

○福島委員長

- ・ 「効果的」は削除し、「効率的」と「総合的」を残すという考えである。

○富沢委員

- ・ 第21条で「効果的かつ効率的な市政運営」と書いている。区だけで「効果的」を削ると他の部分との整合があわない。
- ・ 効率的だからといって効果的であるとは限らない。市民、区民にとって行政サービスが効果的であるためには「効果的」は必要である。
- ・ 無駄を省くという意味では「効率的」は重要である。
- ・ 「総合的な」行政サービスも必要である。
- ・ ここでは「効果的、効率的かつ総合的」のままで良いのではないか。

○中田委員

- ・ 市の運営が効果的かつ効率的であることが大切なので、これらは外せない文言である。

○福島委員長

- ・ 効果的効率性を残すという意見と、削るという意見がある。総合的は残すという意見である。
- ・ 例えば「総合性を発揮し、効果的かつ効率的」と変更するのはどうか。その方向で変更したい。

○中津原副委員長

- ・ 意見交換会で区役所は「行政の最前線」という言葉が使われていた。そのニュアンスが出せれば良い。

○福島委員長

- ・ 解説で使いたい言葉である。

○事務局

- ・ 市長もそのようなことを発言している。
- ・ 中間報告にある「調整・まとめ役として～」という部分を整理しているが、趣旨は伝わるか。

○中津原副委員長

- ・ 第2項に書かれている。

○中田委員

- ・ 第2項は分かりづらい。区政は区が独自に行う行政を指すのか。区政と市政は何が異なるか。区は協働を促進できるのか。

○中津原副委員長

- ・ 市よりは区の方が促進できると思われる。

○中田委員

- ・ イメージとしては市が協働を担っていると考えていた。
- ・ 区役所は市の一組織であるので、区役所に「こうあってほしい」という思いか。

○中津原副委員長

- ・ 一律のサービスを区で行うこともある。

○中田委員

- ・ 区の独自の取り組みを区役所が担うという考えか。区のオリジナリティを活かした政策を行うことを区政としているのか。

○中津原副委員長

- ・ 市で行うことを区の単位で分担して行うこともあるが、区が特色あるまちづくりをしてほしいということである。

○富沢委員

- ・ 総合振興計画で、各区の将来像が掲載されている。それを決める議論に区民が参加した方がよいという考えだと思われる。

○中田委員

- ・ 意見交換会で区の現状に対して厳しい意見が出ていた。区民の区政への参加が具体的にイメージしづらい。

○中津原副委員長

- ・ そうあってほしいという思いである。
- ・ 制度的に、どのようにさいたま市が使っているかは分からないが、小区役所制で、かなり限定した権限しかない。意見交換会ではより大きな権限を持つようにしてほしいという意見が多い。

○事務局

- ・ 区役所改革の方向を出しており、その中で区が特色あるまちづくりに取り組んでいくことが盛り込まれている。予算等に関する権限を区長に移譲していく。その中で、市民活動団体のネットワークを整備し、協働を進めていくという流れである。区ごとに協働は実施できる。
- ・ 意見交換会で出てくる「区に権限を」とは、どのような権限を求めているのだろうか。区ごとに自由に決められれば良いこともあるが、区によって行政サービスに差が出てしまう。それが市民全体に平等となるか。

○中津原副委員長

- ・ それは悪平等主義である。

○高橋委員

- ・ 分野による。福祉や教育は平等であっても良いが、まちづくり等は差が出てても良い。

○中津原副委員長

- ・ 権限とは自己決定権で、それが増えていくイメージである。

○中田委員

- ・ 区民の区政への参加でそこがなければ意味がない。

○中津原副委員長

- ・ 総合振興計画にある地域別計画は区で検討したものではなく、市の審議会で決めたものである。当然市全体の計画との調整は必要であるが、区で決められるようになるべきである。

○福島委員長

- ・ 今の議論は、国民がナショナルミニマムの利益を受けた上で地域が特色を活かすという、国と地方の関係に似ている。市が市民全体に平等かつ公平なサービスを提供する必要があるが、それと共に、区が特色あるサービスを提供するために区役所が担うものがあり、その点に関しては区ごとに違って良いという意見である。それが意見交換会で求められていることでもある。このことを第2項（2）で読み取れるか、変えた方が良いか。

○中田委員

- ・ 理解は一致させる必要がある。

○福島委員長

- ・ 理解しづらいということなので解説で書くことを考えたい。
- ・ 区長と区民会議に関して何か意見はあるか。

○中津原副委員長

- ・ 区長に関しては「中長期的な観点」が肝である。1年で交代する区長が中長期的な観点を持てるか、という意見が出ていた。このように書いておけば良いか。

○遠藤副委員長

- ・ 区長の責務の第2項で、「関係部署又は関係機関」とあるが、本庁の関係機関を含むということか。

○中津原副委員長

- ・ それは関係部署であり、関係機関は警察等が考えられる。

○内田委員

- ・ 意見交換会で「区長は退職のお祝い」という意見があるが、実際はどの程度か。

○事務局

- ・ 1年～3年である。1年で区長から局長へ異動することもあるので、区長で終わりというわけではない。
- ・ 今は団塊の世代の退職時期なので、異動が激しい。

○小野田委員

- ・ 最終報告たたき台作成チームでこの点は議論した結果、この書き方としている。違和感はある。

○福島委員長

- ・ 書き込むことにより人事に影響を与えられるかもしれない。
- ・ 事務局の説明では区長が最後のポストでは必ずしもないということである。

○中津原副委員長

- ・ 市長がそのような方針を出したと聞いた。どの程度実践できているかは分からない。

○事務局

- ・ 総合的な問題に取り組まなければならないことから、多様な分野を経験している職員の方が適任と思われ人事に反映されている。

○福島委員長

- ・ 経験の面からは年齢が高くなることは仕方がない。

○中津原副委員長

- ・ 区役所の部長に年配が多く、その上に若い区長がいると運営しづらいか。

○福島委員長

- ・ 第32条の区民会議に関して意見はあるか。

○渡邊委員

- ・ 区民会議は今後変わっていくはずなので、注視する必要がある。
- ・ 区民会議では合意形成については学ぶ必要がある。2時間の会議で方向性を決め、次の会議でレベルアップさせる訓練を2年間続ける必要がある。その訓練を受けた人が地域に出て活動する必要がある、そうしなければ意味がない。
- ・ 議会も同じだが、合議をはかり、どのように積み上げていくのかを見る実験の場であってほしい。
- ・ 少なくとも若い人が区民会議に取り組んでよかったと思えるようにしてほしい。
- ・ 今の段階で書けることはこの程度である。

○中津原副委員長

- ・ 職員の参加に関し、職員側からも議論に参加して欲しい。区民会議の見直し答申では区役所職員の参加について書かれている。受け身のスタンスではなく、より積極的に参加し議論に加わって欲しい。
- ・ 区民会議のメンバーについて、「あて職」が多い。人にもよるが、区民会議に対する意欲を持たないメンバーがいる。このことは問題である。
- ・ 区民会議が区民にとって重要な機関となるためには情報公開が絶対に必要である。情報の公開を進め、区民がフィードバックする仕組みがなければ区民会議の提案が効力を持ちえない。区民会議での議論をより効果的にするためには外部との情報交流が必要不可欠である。

○福島委員長

- ・ 職員がより積極的に参加するニュアンスを出すこと、区民会議メンバーの構成、区民会議の透明性、情報発信性についての意見である。

○中津原副委員長

- ・ 現状ではメンバーに関しては区が決定権を持っている。

○湯浅委員

- ・ 中間報告では区民会議は「まちづくりの課題に関して協議」と、具体的な書き方をしている。修正(案)では、区民会議が何を目的に招集され、何を目的に取り組んでいるのかが見えていないように思える。「区民が主体的に区のまちづくりの課題について協議」と目的を明確化させた方が良いのではないか。

○福島委員長

- ・ 第1項に区の課題だけではなく、区のまちづくりの課題とする意見である。

○渡邊委員

- ・ 区民会議には設置要綱があり、そこには目的が書かれている。情報発信に関しても、リードする職員がいれば熱心に取り組んでいる事例もある。「まちづくり」という文言を入れることにより解決できるわけではないが、「まちづくり」が入ることについて間違いではないので入れても良いとも思う。
- ・ 区民会議が盛り上がるためには何が必要か。

○湯浅委員

- ・ 何も書かないよりは良い。区民会議が責任を持って自治基本条例を読み、何に取り組むべきかを把握する。自治基本条例の中では具体的に表現しておいた方が分かりやすい。

○富沢委員

- ・ これまで区民会議はイベントの計画や運営等があり、忙しすぎたように思う。今回、区民会議の目的を区長への提言に限定するよう変更している。この変更が区民会議の協議が活発になる契機となると考えられる。区民会議が区長に提言するのであれば、区役所職員が入れば言いづらくなるのではないか。区民会議の主体はあくまで区民で、支援する職員という区別を明確にした。
- ・ 情報の交流は必要なので追記した方が良い。

○福島委員長

- ・ 情報交流に関しては追加する。
- ・ 区役所の職員が全面的に参加した方が良いか、一歩引いたところで参加するか。

○中津原副委員長

- ・ もちろん主体性は区民が持ち、そこに職員が参加する。職員は議決権を持つわけではない。

○高橋委員

- ・ 情報発信や透明性に関しては新たな項を設けた方が良い。
- ・ 第2項の職員の参加に関しては富沢委員の意見に賛成である。中津原副委員長の職員がより積極的に参加し議論に加わった方が良いという意見は各区の区民会議の構成メンバーで判断すれば良い。今の段階では今の書き方で良いように考える。

○中津原副委員長

- ・ 区の職員がどのように受け止めるかによる。

○富沢委員

- ・ この検討委員会のように、主体は市民で、事務局が積極的に参加するようになれば良い。構成はあくまで市民で、職員は職員と明確に区分した方が良い。

○中津原副委員長

- ・ 現状の区民会議への職員のスタンスには反対である。

○福島委員長

- ・ 検討委員会は顔が見える関係が築けている。区民会議には多様な色が考えられるので、第2項はこのままにとどめ、育てていくしかないか。

○高橋委員

- ・ 各区で協力の求め方は様々で良い。

○中津原副委員長

- ・ 区の職員側の姿勢の問題である。

○福島委員長

- ・ 例えば、「求めることができ、職員は積極的に応じる」程度は書いても良いか。

○中津原副委員長

- ・ 区役所に異動した職員は市民と活動ができる良い機会であるのでそれを活かしてほしい。

○ダイナックス

- ・ 例えば桜区の区民会議に参加していたが、教育委員会が管理する体育館を中心としたまちづくりを考えた際に、区役所職員が教育委員会は呼べないというスタンスであった。部門をまたいで職員を呼びたい際に、今の書き方では問題が排除できない。区役所職員だけでなく職員も呼べるようにしておいた方が良いのではないか。

○中津原副委員長

- ・ 見沼区では今、防災に関する議論をしており、そこに市の防災課が呼ばれている。そのような取り組みは考えられる。

○福島委員長

- ・ 今の点も考慮し修正を進める。
- ・ 最後に第33条について議論したい。

○事務局

(第26回資料1 条例案骨子の修正(案)第33条の変更点の説明)

(参考資料2「他自治体の自治基本条例の運用・評価・見直しに関する規定とその方法」の説明)

○福島委員長

- ・ 第33条は自治基本条例の実効性を確保し、さらに育てていく趣旨を入れている。

○中津原副委員長

- ・ ここでの論点はどのような仕組みで評価や見直しを行うかである。仮称〇〇委員会と明記するかどうか。一般的に市民参加にはなる。このように表記しておけば何らかの機関を設けることが義務付けられる。

○事務局

- ・ 「適宜」とあるが、期間を明記した方が良いという意見があった。

○富沢委員

- ・ 実効性の確保は重要なテーマである。仕組みに関してはどの程度実効性のあるものにするかは検討委員会で議論し、解説に例示した方が良い。それがなければ条例に魂が入らない状態になってしまう。

○中田委員

- ・ 「仕組みを設けて、適宜実施」では、都合よく解釈されてしまいかねない。期間や仕組みに関して、より具体的に書いた方が良い。

○高橋委員

- ・ (1)～(4)を第1項の条文の中に組み込んだ方が良い。
- ・ 「適宜」に関し、仕組みを設け、それが常設されているのであれば期限を設けなくても良いという誰かの意見があった。期限を設けられるのであればそちらの方が良い。

○中津原副委員長

- ・ 運用と見直しを分けることはどうか。(1)～(3)を本文に組み込み、(4)を第2項とした方が分かりやすい。運用と見直しは別問題である。

○中田委員

- ・ 「仕組みを設けて、適宜実施」については誰が仕組みを設け、誰が実施するかが明確でない。明確にしなければ実施しない。

○中津原副委員長

- ・ 主語が「市」となっているが、運用や見直しに関しては市民、議会、行政が3者で取り組むべきである。

○福島委員長

- ・ 誰が見直すかに関して、「市は」となっているが、「市民」も入れるか。「市民参加により」と市民参加で運用することにはなっている。

○中田委員

- ・ ここは「市長」とすべきではないか。明確な書き方にしなければ実現しない。

○中津原副委員長

- ・ 川口市の場合は市長任せにはなっていない。運用推進委員会が主体となっている。委員会には市民、議会が入っており行政が入っていないのか。

○中田委員

- ・ 委員会を設置し、そこを主体とするか。

○中津原副委員長

- ・ 委員会が運用状況について検討し、市長に改善を提言するとも読み取れる。その委員会は市民、学識経験者、及び議員ということか。

○小野田委員

- ・ 市長等や議会は「市」としているが、ここでは「市長」とした方が分かりやすい。
- ・ 市と市民とするのであれば、委員会を設置する必要がある。市と市民だけでは分かりづらい。

○中津原副委員長

- ・ 「市長」とすると議会が入らない。
- ・ 「委員会をおく」と書けば誰が入るかは書かなくても良い。

○福島委員長

- ・ 委員会の設置について、具体的に書いた方が良いという意見が出ている。

○渡邊委員

- ・ 具体的に書く際には附則にせず条文に入れ込んだほうが良い。附則だけを否決されることもある。
- ・ 最終報告たたき台作成チームでも検討したが良い書き方が出なかった。全体会で考えて欲しい。

○福島委員長

- ・ 「仕組み」と書くことにより多様な可能性を残しているが、可能性を残すことにより不透明になる可能性もある。「仕組み」を残し「適宜」に明確な期間を設けるか。

○中津原副委員長

- ・ (1)～(3)は常時取り組むものである。
- ・ 書き方としては、委員会あるいは仕組みを設け、(1)～(3)を行うとする。その中に市民や議会が入ることになる。

○湯浅委員

- ・ (1)～(3)は運用で、文章に落とし込む。(4)の見直しは明確に期間を設けた方が良い。

○福島委員長

- ・ 川口市を参考に、運用と見直しの2項に分けて表記する形で良いか。

- ・ 仕組みに関しては「仕組みを設け」で良いか。あるいは「委員会を設け」とするか。

○中津原副委員長

- ・ 委員会を明記してほしい。

○高橋委員

- ・ 委員会を明記した方が良い。

○富沢委員

- ・ 具体的に推進委員会を設置した方が良いが、そのように限定してしまうと、より良い意見が出た際に否定してしまう可能性があるため「仕組み」としておいた。
- ・ 委員会の設置で合意が取られるようであれば、そのように進めれば良い。

○中田委員

- ・ 仕組みとした場合、委員会を設置する過程について、誰が担当するのかが不明確であるので、委員会という名前を出すべきである。

○遠藤副委員長

- ・ 議論は委員会をつくる流れだが、それは今日の出席者の意見である。最終報告は検討委員会としての提案を行うので、今日欠席している委員に確認した方が良い。
- ・ 広報チームとしては最終のニュースレターで今後の運営方針を書きたいと考えているので、この場で決定させるのではなく、継続的に検討課題としてほしい。

○福島委員長

- ・ この場では委員会という具体的な仕組みを書き込む方向で良いか。

○富沢委員

- ・ 反対意見は積極的に言ってほしい。

○染谷委員

- ・ 異議なし。

○福島委員長

- ・ 「適宜」に関してはどうか。

○中津原副委員長

- ・ 第1項では不要である。

○富沢委員

- ・ 委員会があれば不要である。

○事務局

- ・ 見直しでは期間を設けるか。

○中津原副委員長

- ・ 見直しは第2項で期間を設ける。
- ・ 見直しを行う主体は運用のための組織が行うのか。

○小野田委員

- ・ その委員会は運用のための常設型の委員会ということか。見直しのためにはどのようにするか。

○中津原副委員長

- ・ 常設の委員会が見直しにも取り組んでも良い。新たに別の委員会を設けても良い。

○富沢委員

- ・ 川口市を参考にするのであれば、今日の段階では第2項で「改正その他の必要な措置を講じなければならない」とするのはどうか。

○福島委員長

- ・ 川口市の事例に準ずる形で進めるが良いか。

○事務局

- ・ 期間はどうか。川口市は期間が明記されていない。

○小野田委員

- ・ 川口市の委員会は条例の運用と見直しも行うのか。

○中津原副委員長

- ・ 見直しに関する提言を行う。条例なので決定するのは議会である。この検討委員会と同じである。
- ・ 5年を超えない期間等とすれば良いか。「〇年ごと」とする必要はない。

○福島委員長

- ・ 年数については研究し提案する。
- ・ これで第33条までの議論が一通り終わった。

○中津原副委員長

- ・ 意見交換会で意見が出たが、既存の条例規則の見直しは行うのか。これは位置付けで明記している。

○事務局

- ・ 既存の条例の改正については、自治基本条例が制定されなければ改正はありえないのでは。同時に改正案を議会に提案することも可能ではあるが、大きな矛盾がなければ、自治基本条例が制定された後に検討することも可能ではないか。

○中津原副委員長

- ・ 制定された後でも良い。他の条例が自治基本条例と衝突するようなことはあまりないと思われるが、運用に関しては自治基本条例に書かれていることと異なることがありえる。

○事務局

- ・ 条例相互の矛盾ではなく、運用だけの問題の可能性もある。条例自体が衝突することはあまりないと考えられる。

○中津原副委員長

- ・ 「中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例」等については、中間報告の趣旨と異なる運用がされているとの意見が出ている。個別の条例が上手く運用されないと、自治基本条例を制定した効果が弱くなる。

○富沢委員

- ・ 委員会を設置することにより課題を検討し審査できる。その意味で委員会を設置することは大切である

○中津原副委員長

- ・ 委員会の活動を通して既存の条例や規則の運用も検討、提言する。そのことも読めるか。

○事務局

- ・ 審査会や委員会を組織すると動きづらくなる可能性もあるので、アクションプランの策定も考えられる。

○中津原副委員長

- ・ アクションプランの策定は運用のうえで有効である。定めておけば評価がしやすい。

○福島委員長

- ・ 最後に論点を出して頂いたが、その点も踏まえ検討する。

3 その他

4 閉会

○内田委員

- ・ 今度、男女共同参画を推進する団体と出前意見交換会を行う。自治基本条例ではその点に関する規定はあるか。

○中津原副委員長

- ・ そこに関しては男女共同参画のまちづくり条例がある。

○事務局

- ・ その点は以前意見があったが、その課題に特化した条例で読むという考え方もあるのではないか。
- ・ 次回、7月5日（火）に第2別館第3会議室で行う。次回は前文と監査の項目に関する議論等を行ってほしい。

○中津原副委員長

- ・ 意見交換会のまとめを全体会に提出する。

○事務局

- ・ 追加したいものがあればその際に頂きたい。